

国立市都市計画マスタープラン <第2次改訂版(案)>について

1. 都市計画マスタープランの概要

国立市都市計画マスタープランは、国立市総合基本計画第5期基本構想に掲げたまちづくりの目標の実現に向け、都市計画に関する基本方針を明らかにしたものです。

都市計画の決定・変更や個別具体の都市整備を実践する際は、このプランに基づき進めることになります。

そして、国立市都市計画マスタープランは、おおむね20年程度の将来を展望し、総合的かつ計画的なまちづくりを推進する観点から10年後の平成39年(2027年)を計画の目標年次としています。

しかし計画が長期にわたることから、必要と認められた場合には5年を目途に評価や見直しを行うとしています。

2. これまでの取組の経過

平成15年 2月	国立市都市計画マスタープラン策定
平成23年 2月	国立市都市計画マスタープラン(改訂版)策定
平成27年12月～	第2次改訂版策定に着手 <ul style="list-style-type: none"> ・庁内検討会 ・市民アンケート ・事業者インタビュー ・庁内書面調査 ・子育て世帯アンケート ・市民ワークショップ
平成29年 6月	市議会へ進捗状況報告
平成29年12月	市議会へ素案の報告
平成30年 1月	国立市都市計画審議会へ素案の報告(原案へ)
平成30年 2月	東京都意見照会 原案パブリックコメント 原案説明会(3会場、参加者総数13人)
平成30年 3月	東京都意見回答

3. 原案に係る意見等の対応

【意見の数(総数39件、うち反映数31件)】

	意見の数	反映の数 (件)
国立市議会	5	4
国立市都市計画審議会	4	4
パブリックコメント	1	1
説明会	3	1
東京都	20	16
その他(庁内、隣接自治体)	6	5

【意見を受けての主な変更・修正事項】

- 都市計画道路の施行者ごとに本文中での記述方法を、原則統一
東京都施行 → 「整備」 ⇒ 「整備を促進」 国立市施行 → 「整備」 ⇒ 「整備を推進」
- 文化芸術条例の施行を受けて、都市計画マスタープランへの反映
→ 「文化・交流機能」 ⇒ 「文化芸術・交流機能」
- 水害に対する市の取組内容の記述の見直し
→ 「市民へ都市型水害の発生状況などの情報提供をおこないます。」と追記
- 矢川上土地区画整理事業に関する記述の見直し
→ 市の取組姿勢に誤解のないような表現に修正
- その他(字句の修正)
→ 各所

4. 今後のスケジュール

平成30年6月18日	第2回定例会建設環境委員会へ案の報告
6月27日	第37回国立市都市計画審議会へ諮問
6月 末	決定、公表、知事通知